

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正

する法律案(閣法第五九号)(先議)要旨

本法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、次の措置等を講じようとするものである。

- 一、特定建築物の範囲を拡大し、学校、事務所、共同住宅、老人ホーム等不特定でなくとも多数の者が利用する一定の用途の建築物を追加する。
- 二、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用するもので、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして定める特別特定建築物について、一定の規模以上の建築をしようとする者及び維持保全をする者は、当該特別特定建築物を利用円滑化基準又は条例で付加した事項に適合させなければならない。

三、特定建築物のバリアフリー対応に関する努力義務の対象として、特定施設の修繕又は模様替を追加する。

四、特定建築物で、その建築等及び維持保全の計画が一定の基準に適合するとの認定を受けたものについて、

容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う。

五、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については、この法律の施行に関する事務を、都道府県知事から当該市町村又は特別区の長に委譲する。

六、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。